

発 案 書

県議第八号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を次のように発案する。

令和六年七月四日

提出者 岐阜県議会議員

今井政嘉  
平野祐也  
猫田孝  
伊藤正博  
村下貴夫  
水野吉近  
中川裕子  
恩田佳幸

岐阜県議会議長 水野正敏 様

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとつてはもちろん、住民がえん罪被害者となりうる地方自治体にとつても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、え

